

女性採用を考える企業は知っておくと役立つ！？

女性雇用に関連する助成金情報

女性雇用に関連する助成金関連一覧

■ 女性

- トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）
- 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）
- 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

■ 母子家庭の母

- 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

【注意】 ご紹介した情報は2020年9月末時点の情報です。助成金は年度等により変更がありますので、利用を本格的に検討するは厚生労働省の最新情報をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）

概要

建設業の中小事業主が、若年者または女性を建設技能労働者等として
試行雇用した場合に支給される助成金です。

助成金額

1人1ヶ月あたり4万円が支給され、最長3ヶ月まで適用させることが可能になっています。

※若年者は15歳から39歳までの方を指します。

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

概要

労働者数300人以下の中小企業が、女性活躍推進のための行動計画に基づいた取組目標又は数値目標を達成した場合に支給される助成金です。
行動計画に盛り込んだ取組内容を実施（＝「取組目標」を達成）し、
3年以内に数値目標を達成した場合に支給されます。

助成金額

支給額：47.5万円<60万円> 1事業主1回限り

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース

概要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として
休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を付与する場合に
支給される助成金です。

助成金額

対象労働者 1 人当たり 有給休暇計 5 日以上20日未満：25万円

＊ 1事業所当たり20人まで

＊ 以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

概要

母子家庭の母などの就職困難者を
雇い入れた場合に支給される助成金です。

助成金額

- ・ 短時間労働者以外 支給額60万円 助成対象期間1年
- ・ 短時間労働者 支給額40万円 助成対象期間1年

まとめ

女性雇用に関連する助成金関連の一覧をご紹介しました。

女性採用を活性化させることで、今まで出会えていなかった優秀な人材に出会える確率が高まり、企業の生産性向上にもつながります。また、女性が働きやすい環境を整えることは、すべて従業員が働きやすい環境をつくることにつながります。

なお「女性採用を促進するための具体的な方法を相談したい！」という方はぜひジェイックにお問合せください。

 ご相談はこちらから 